

令和3年1月4日

就労移行支援事業所  
就労継続支援（A型、B型）事業所  
管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部  
障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業における在宅でのサービス提供における留意点について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型、B型）（以下、「就労系サービス」）の在宅でのサービス利用について、令和2年7月21日付で「新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（第2報）」（以下、「7月21日付市通知」）にて、周知しているところですが、その内容について下記のとおり留意点を整理しましたので、ご確認いただきますようお願い致します。

## 記

### 1 在宅でのサービス提供の届出について

就労系サービスの在宅でのサービス提供については、5月22日付及び、7月21日付市通知（詳細は別添2、別添3参照）で取り扱いをお示ししておりますが、本市に必要な届出をせずに在宅でのサービス提供を行っている事例が散見されております。

つきましては、在宅でのサービス提供を実施しており、書類が未提出の事業所においては、下記の期日までに上記通知に定める必要書類の提出をお願いします。

なお、届出をせずに在宅でのサービス提供を実施したことが判明した場合は、報酬の返還等の対応を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

提出期限：令和3年1月20日（水）（必着）※郵送にてご提出ください。

## 2 在宅での適切なサービス提供について

在宅でのサービス提供において、以下のような不適切な事例が散見されますので、適切なサービス提供に留意いただきますようお願いいたします。なお、適切なサービス提供が行われていないと判断される場合は、報酬の返還等の対応を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

### 【不適切な支援の事例】

**事例1** 利用者へ定期的な電話連絡は行っているが、適切な生産活動の機会の提供や知識・能力の向上のための支援が行われていない。

在宅でのサービス提供の要件にもとづき、適切な支援を行うとともに、その記録を作成して下さい。

なお、在宅でのサービス提供の要件については、以下を参照して下さい。

- ◆平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（別添3 令和2年7月21日付市通知の参考資料として添付）
- ◆厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡令和2年5月13日「新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」（別添1）

**事例2** 他のサービス（居宅介護等）の提供時間中に、在宅でのサービス提供を重複して実施している

同一時間帯に2つ以上のサービスの提供を行うことはできません。特に訪問系サービスと就労系サービスをともに利用している対象者の方においては相談支援事業所と情報共有する等、各関係機関との連絡調整や利用者への説明を行ってください。

## 3 請求時における留意点について（実績記録票の記入）

在宅でのサービス提供を実施した日については、請求データを作成する際に以下の点についてご留意ください。

- ・サービス利用時間は、計画時間ではなく実際の提供時間を入力してください。
- ・実績記録表の備考欄に「在宅支援」と入力し、在宅でサービス提供を実施したことがわかるようにしてください。

#### 4 参考資料

- 別添1 令和2年5月13日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」
- 別添2 令和2年5月22日付 新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（2健障支第158号）
- 別添3 令和2年7月21日付 新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（第2報）（2健障支第334号）

問い合わせ先  
（認定支払係）  
TEL 052-972-2639